

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530610

研究課題名(和文) 国際財務報告基準に基づく財務報告の比較可能性と透明性の解明

研究課題名(英文) Comparability and Transparency of Financial Reporting Based on the International Financial Reporting Standards

研究代表者

杉本 徳栄 (SUGIMOTO, Tokuei)

関西学院大学・経営戦略研究科・教授

研究者番号：50206695

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：米国証券取引委員会(SEC)と日本の金融庁・企業会計審議会による国際財務報告基準(IFRSs)の強制適用の規制措置について、両国の制度的・政策的見地から解明した。また、世界金融危機後のG20サミットの首脳宣言に掲げられた「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の意義とIFRSsを支持する国際機関の法的根拠とその正当性を解明した。

併せて、IFRSsをフルアドプションした韓国の上場企業の導入後分析を通じて、IFRSs導入による会計の透明性や会計信認度の向上について明らかにした。また、IFRSs適用による会計の品質への影響、経済的帰結およびIFRSsの導入効果なども整理し、導き出した。

研究成果の概要(英文)：This study evaluates the regulatory actions of the International Financial Reporting Standards (IFRSs) adoption by the United States Securities and Exchange Commission and the Financial Services Agency in Japan. This study also analyses the meanings of "A Single Set of High-Quality, Globally Accepted Accounting Standards" and the legal ground for the international organizations and its legitimacy.

In addition to that, this study addresses the question whether the mandatory adoption of IFRSs in Korea is associated with higher accounting quality. I find that the evaluations of accounting transparency following the introduction of the IFRSs through their adoption mandated by Korean regulatory authorities. It also clarifies aspects of the IFRSs adoption such as its effects and its characteristics during its implementation.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：国際財務報告基準 国際会計 比較可能性 透明性 証券取引委員会(SEC) 企業会計審議会 金融監督院

## 1. 研究開始当初の背景

会計基準の最大の役割は、投資家に信頼性の高い財務報告を提供することにある。その意味で、会計基準は資本市場の重要なインフラでもある。金融資本市場のグローバル化と投資資金の国際的移動が加速化するなかで、投資家の信頼性を得られる「高品質で国際的に整合的な会計基準」ないし「1組の(単一の)高品質で国際的な会計基準」の整備が求められている。国際財務報告基準(IFRSs)のアドプション(IFRSsに基づく法定開示)に向けた世界的な動きは、まさにこれに符合する。

会計基準のコンバージェンス(収斂)を展開してきた日本と米国の両国でも、IFRSsの適用に向けた動きがある。証券取引委員会(SEC)は「米国の発行体がIFRSsに準拠して作成した財務諸表の使用可能性についてのロードマップ;規則案」(2008年11月14日)や「コンバージェンスとグローバルな会計基準の支持に関するSEC声明」(2010年2月24日)の公表を通じて、すでにその適用を容認した外国民間発行体に加えて、米国企業にもIFRSsを強制適用することを2011年に判断すべく検討している。金融庁・企業会計審議会も「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(2009年6月30日)を公表し、IFRSsの国際的な広まりを踏まえた企業や市場の競争力強化の見地から、2010年3月期からのIFRSsの任意適用を認め、またIFRSs強制適用の判断の時期を2012年を目途とするとした。

SECの関心事は、会計基準の単なる比較可能性ではなく、財務諸表の会計数値の比較可能性にある(Barth et, al.[2010])。また、企業会計審議会の「中間報告」でも、IFRSsを適用した財務報告により、投資家から見た財務諸表の国際的な比較可能性の一層の向上こそが、IFRSsの適用に向けた判断の拠り所としている。現に、欧州連合(EU)による2005年からのIFRSs強制適用は、財務報告の比較可能性の向上と財務報告の透明性の向上に資するとの判断によるものであった(EC[2002])。そうだとすれば、われわれ研究者はIFRSs導入の制度的・理論的研究(証券市場の国際化以降、SECによる外国民間発行体に対するIFRSs受入れ政策等の制度的・理論的検討は杉本徳栄[2009]や杉本徳栄[2010]で解明した)に加えて、IFRSsを適用した財務報告の比較可能性や透明性について検証しなければならない。

確かに、Hail et al.[2009]やHail et al.[2010]のように、IFRSs導入による資本市場への影響や会計数値の品質の国際比較を検討した研究はある。しかし、先行研究の多くは、IFRSsと米国以外の国の会計基準による会計数値の比較検証と、米国会計基準と米国以外の国の会計基準による会計数値の比較検証であり、IFRSsと米国会計基準による会計数値の比較可能性の検討は、実質的

にはBarth et, al.[2010]に限られる。このIFRSsと米国会計基準による会計数値の比較可能性の問題は、先のSEC「ロードマップ規則案」において米国企業にIFRSsを強制適用する際に最も重視される判断材料だけに、研究成果の蓄積が望まれる。もとより、日本ではIFRSsの任意適用が緒に就いたばかりで(2010年3月期よりIFRSs任意適用を容認)、IFRSsと日本の会計基準による会計数値の比較可能性の検証は、米国と同様に重要であり、その研究成果が求められている。

## 2. 研究の目的

信頼性の高い財務報告の提供という役割期待をIFRSsに求めて、世界の主要な金融資本市場で「1組の(単一の)高品質で国際的な会計基準」として適用する動きが広まっている。会計基準のコンバージェンスの推進に加えて、将来を見据えたIFRSs適用の決定が米国と日本に差し迫る。本研究は、IFRSsの適用が財務報告の比較可能性と透明性を向上させるという基本的な考え方の妥当性を検証するため、米国と日本によるIFRSs適用(任意適用と強制適用)の政策論争に関わる制度的・政策的解明とIFRSs導入による会計の品質の影響分析やその経済的帰結等の解明に向けた実態的・実証的研究を行なうことを目的とする。

## 3. 研究の方法

SECと企業会計審議会によるIFRSsの強制適用の是非の判断に関わる制度的・政策的解明については、判断材料である重要な諸課題への取組みなどを各種関連文献の考証により進める。

IFRSs導入による会計の品質への影響分析やその経済的帰結の解明に向けた実態的・実証的研究については、米国やEUでの先行研究の分析デザインと知見を踏まえて、まずは、すでにIFRSsを導入した韓国のIFRSs適用企業(早期適用企業と強制適用企業)によって、続いて日本のIFRSs任意適用企業による経験的証拠を提示する。IFRSs適用企業(任意適用企業と強制適用企業)の特性や利益調整のインセンティブを分析し、IFRSsによる財務報告の情報の非対称性への影響度および会計システムの比較可能性と価値関連性の比較可能性などについて検証する。

## 4. 研究成果

(1) 金融庁の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論されてきた、これまでのIFRSs導入問題の議論を精査するとともに、企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月19日)の策定の影響要因を分析した。その結果、日本の会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバージェンスやIFRSsの任意適用の積上げを図りつつ、IFRSsへの当面の対応のあり方を形成するう

えて、財務諸表作成者である産業界の貢献が大きいことを明らかにした。また、当該「当面的方針」で提示された「あるべき IFRS」と「我が国に適した IFRS」を指向するエンドースメントの仕組みや手続には、達成すべき目的が混在するとの見解を示した。

(2) 米国発行体に対する IFRSs 適用への規制措置に向けた SEC スタッフ最終報告書(2012年7月13日)が公表されるまでの、米国における IFRSs 強制適用の是非の判断に関わる一連の規制措置の動向について検討した。

より具体的には、金融規制改革期の SEC の規制動向などを交えながら、シャピロ SEC 委員長在任中とその退任後、委員長を含む5名の SEC コミッショナーによるすべてのスピーチ・議会証言などを分析し、IFRSs 規制問題への関心度や SEC コミッショナーによる規制対応の特徴やその構図などを鮮明に描き出した。そのなかで、SEC コミッショナー間の不協和音が、IFRSs 適用の規制措置にも深く影を落としていることを見出した。

また、第2期オバマ政権となって、5名の SEC コミッショナーのうち3名が後退した新たな体制のもとでは、また新たに SEC スタッフによる追加的な分析が加えられたとしても、SEC 最終スタッフ報告書を踏まえた、米国発行体に対する IFRSs 適用問題の最終的な規制措置は、当面のところ達成されそうにないことを導き出した。

(3) いくつかのバリエーションがある IFRSs アドプションの形態のなかで、韓国における IFRSs の導入は、フルアドプションの極端な典型事例である。というのも、IFRSs 導入の背後にあるアジア通貨危機の借款条件は言うに及ばず、IFRSs を基軸に据えた会計の制度設計の構築によって、主たる財務諸表が連結財務諸表へと大きく移行し、また関連する法人税法や商法の規定も改正されているからである。その意味では、韓国は「究極の IFRSs フルアドプション国」である。

そこで、韓国の規制当局である金融委員会と金融監督院等による IFRSs 導入とその定着に向けた取組みを整理し、IFRSs 財務情報開示の忠実性への対応策とその実態、IFRSs 会計処理問題の争点(営業損益の構成要素とその開示など)、強制適用年度である2011年度の強制適用企業の実態、非上場企業の IFRSs の適用実態などを明らかにした。

また、IFRSs 強制適用に伴う金融監督院による会計監督制度の改善、会計の透明性向上の方策、公共機関の IFRSs 適用規制と財務上の影響についても解明した。同時に、IFRSs フルアドプションに伴う法人税法と商法の改正内容を具体的に明らかにするとともに、日本の会計制度設計への示唆を導き出した。

(4) 海外の証券取引所に相互上場する韓国企業に対する外国人投資家の株式投資の実

態と動向について検証した。

アメリカのニューヨーク証券取引所(NYSE)とナスダック(NASDAQ)のいずれでも、最初の IFRSs 財務諸表の報告期間の末日時点(2011年12月29日)では、外国人保有率が減少した企業は2社増えているが、その後、2012年にはその保有率の増加と減少に1社ずつ変動がみられた。また、NYSE・NASDAQ およびロンドン証券取引所(LSE)に上場する韓国企業の月間取引量に関する増減率の加重平均が、海外市場と国内の韓国取引所を問わず、2011年8月にプラスの大きな変動幅を記録していることなども明らかにした。

加えて、先行研究からの知見も交えながら、韓国の IFRSs 早期適用企業の会計情報の価値関連性の検証結果は混在しており、いまのところ一貫性のある検証結果とはなっていないこと、また、IFRSs 強制適用企業の会計情報の価値関連性の検証結果としては、従来の韓国会計基準(K-GAAP)と IFRSs による純資産の帳簿価額と純利益の価値関連性に差異はなく、しかも、IFRSs による純資産の帳簿価額から K-GAAP による価値を控除した差額は、株価と弱いマイナスの相関関係があるものの、2つの会計基準による純利益の差額にはそういった関係がみられないことなどを提示した。

(5) 本研究では、世界金融危機後の G 20 サミット的首脳宣言で掲げられた「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の意義と IFRSs を支持する国際機関の法的根拠とその正当性を解明した。とくに、国際機関の法的根拠からすれば、G 20 にそれは見出せず、むしろ証券監督者国際機構(IOSCO)にそれを見出せることを明らかにしたが、「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の開発の支持はもとより、IFRSs を開発する国際会計基準審議会(IASB)、IFRS 財団およびモニタリング・ボードへの IOSCO の直接および間接的関与は絶大である。

IOSCO という国際機関の法的根拠とその正当性から、IFRSs は「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」としての地位が保証される事実は、当該会計基準の開発が国際的に展開される正統性を支持するものである。

(6) 今後は、このように国際機関から支持される「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の開発はもとより、開発される当該基準を適用した際の経済的効果などの検証などが求められる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計15件)

杉本 徳栄、「『単一の高品質でグローバ

ルに認められた会計基準』の存立基盤 基準設定と会計研究 」、査読なし、『国際会計研究学会年報』2013 年度第 1 号、2014 年、21-31 ページ。

杉本 徳栄、『『当面の方針』策定の影響要因とエンドースメントされた IFRS』、査読なし、『企業会計』第 66 巻第 1 号、2014 年、52-62 ページ。

杉本 徳栄、『IFRS 適用問題を巡る SEC コミッショナーの構図』、査読なし、『會計』第 184 巻第 5 号、2013 年、29-43 ページ。

杉本 徳栄、『IFRS アドプションから 1 年 韓国上場企業の導入後分析 会計の透明性・会計信認度の向上はあったか』、査読なし、『企業会計』第 65 巻第 6 号、2013 年、98-106 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 8 回(最終回)「IFRS フルアドプションに伴う税法と商法の改正』、査読なし、『週刊経営財務』第 3083 号、2012 年、30-37 ページ。

杉本 徳栄、『シャピロ SEC 委員長の規制措置と IFRS 適用問題』、査読なし、『會計』第 182 巻第 4 号、2012 年、39-52 ページ。

杉本 徳栄、『IFRS 強制適用問題の種間托卵化』、査読なし、『国際会計研究学会年報』2011 年度第 2 号、2012 年、61-74 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 7 回「金融監督業務からみた IFRS 強制適用(2) 2011 年事業報告書の点検 」、査読なし、『週刊経営財務』第 3078 号、2012 年、40-46 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 6 回「公共機関の IFRS 適用規制と財務上の影響』、査読なし、『週刊経営財務』第 3071 号、2012 年、32-37 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 5 回「金融監督院による会計監督制度の改善 」、査読なし、『週刊経営財務』第 3065 号、2012 年、24-27 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 4 回「金融監督院による会計監督制度の改善 」、査読なし、『週刊経営財務』第 3064 号、2012 年、42-46 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 3 回「金融監督業務からみた IFRS 強制適用(1) 2011 年第 1 四半期・半期報告書の点検 」、査読なし、『週刊経営財務』第 3058 号、2012 年、28-35 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 2 回「IFRS 会計処理問題の争点と金融監督院の見解』、査読なし、『週刊経営財務』第 3054

号、2012 年、14-19 ページ。

杉本 徳栄、検証 IFRS 韓国・究極のフルアドプションの規制と実態 第 1 回「財務諸表開示の忠実性向上の対応策とその実態』、査読なし、『週刊経営財務』第 3049 号、2012 年、32-41 ページ。

杉本 徳栄、『政治主導と政策史実としての国際財務報告基準(IFRS)導入』、査読なし、『会計・監査ジャーナル』第 24 巻第 1 号、2012 年、73-80 ページ。

〔学会発表〕(計 6 件)

杉本 徳栄、『『単一の高品質でグローバルな会計基準』の存立基盤 基準設定と会計研究 」、国際会計研究学会第 30 回研究大会 統一論題報告、2013 年 9 月 15 日、中央大学。

Tokuei SUGIMOTO, <Special Session: Accounting System in Japan> “Accounting Infrastructure: Standing Position of IFRSs Adoption in Japan”, 2013 Annual Summer/International Conference - Korean Accounting Association, June 21, 2013, Gyeongju Hundai Hotel, Korea.

柴 健次他、スタディ・グループ「IFRS の教育に関する研究」最終報告、日本会計研究学会第 71 回大会、2012 年 8 月 30 日、一橋大学。

杉本 徳栄、『IFRS 強制適用問題の種間托卵化』、国際会計研究学会第 2 回西日本本部会 統一論題報告、2012 年 3 月 24 日、神戸学院大学。

柴 健次他、スタディ・グループ「IFRS の教育に関する研究」中間報告、日本会計研究学会第 70 回大会、2011 年 9 月 17 日、久留米大学。

橋本 尚・杉本 徳栄、『IFRS 教育教材開発プロジェクト』最終報告、日本会計教育学会第 3 回全国大会、2011 年 9 月 14 日、熊本学園大学。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：

種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

杉本 徳栄 (SUGIMOTO, Tokuei)

関西学院大学・経営戦略研究科・教授

研究者番号：50206695